

西宮市立上ヶ原小学校PTA会則 改正解説 (令和2年2月5日)

大規模な改正であり、条文について解説する。特に大きな変更があって影響が大きいのは、第4条（PTAの責務）、第5条2項・3項（入退会の意思表示）、第12条4項（休部）、第15条1項（役員の定員）、第18条（役員・委員の選出方法）である。

第1 全体的な変更点

- 1 各条項に、見出し（「(名称)」 「(目的)」など）を付した。
- 2 条文の数字標記を変更した（「1」を「(1)」などに修正）。

第2 各条文の変更

- 1 第1条～第3条
変更なし。

- 2 第4条（新設）

本会の責務として、基本的なPTA運営にあたっての心構えを記載した。PTAは本来、任意加入、活動参加も任意のボランティア団体であるべきと考えられる。しかし事実上、加入や活動への参加が強制されているように受け取られがちであったことや、これにより保護者が負担感を感じるものとなっていたこと、多数意見が反映されにくい状況にあったため前例踏襲が繰り返されてきたこと、一部の者に対して過剰な配慮があったとみられることなどを考慮し、心構えを定めた。

○ (1) について

PTAは児童全員のためのボランティア活動である以上、保護者の立場により、一部児童への対応を変えるべきものではない。しかしPTA活動への参加を強制され、その負担も大きいため、活動に参加している保護者とすれば「私たちは頑張っているのに、何もしていない保護者の子供に対して、同じようなサービスを与えるのはおかしい」という発想につながりやすい。そこで、保護者が会員であるか否かといった立場の差があったとしても、児童への対応については、児童全員に対し等しく行なうべきものとし、差を設けないことを定めた。

○ (2) について

PTAが任意加入である以上、加入強制・加入しないことへの非難をすべきではないことから定めた。なお、「個人の内心に対する制限ではないか」という疑問があるかもしれないが、本号を含め本条に定めるのはPTAの責務であり、会員個人の責務ではない。また、「非難」は、外部に表れた表現であり、内心の問題ではない。従って、個人の内心を制限するものではない。

○ (3) について

PTAは公立学校の教育に関与する団体である以上、当然のことと思われる。

○ (4) について

PTAが法令等のルールに従うべきことは当然であるが、これまで、適法性に疑義のある事実上の加入強制があったことや、根拠不明の「ルール」（総務会への代理出席者の発言権無しなど）が見受けられたため、法令・会則・規約（総会で定めるルール）・細則（総務会で定めるルール）以外により、義務を強制してはならないことを定めた。PTAを自由に運営してもらいたいということである。

従って、総会で作成される規約・総務会で作成される細則に基づくことなく、各部などが独自に作成するルールは、会員に強制できる義務とはならず、会員に「一応こうしてほしい」とのお願いということになる。

○ (5) について

一部会員に、不当・過大な負担が生じてはならないのは当然であるが、過去、そのような状況もあったことが見受けられたため定めた。

○ (6) について

近年、PTAはほぼ前例に従って活動しており、硬直化していた様子が見受けられた。

また、総務役員がPTA以外の団体等に対して過剰に配慮することにより、委員の負担が増加

したのではないかという状況も見受けられた。P T Aは、会員の多数決により運営されるものである（総会での多数決により、総務役員が選任され、事業も決められる）。従って、一部の者の意見により、多数の会員が求めている負担を引き受けるようなP T Aとなるべきではない。

確かに、前例を参考にすること、外部団体と協調してゆくことは必要であるが、特に総務役員は、会員により選ばれてP T A運営を行なう者である以上、会員の多数意見を意識して運営にあたるべきものであるため、その旨を定めるとともに、多数意見の汲み取りに努めること（アンケートなどが考えられる）を定めた。

3 第5条（旧会則第4条）

○第1項について

実質的な内容としては旧会則4条と同様であるが、会員資格と明示する形とした。

○第2項・第3項について

入退会自由であることを明示するとともに、入退会意思を確認すべきと定めることで、実質的な強制加入を排除する趣旨である。意思確認方法については、今後変更があるかもしれない、迅速に対応できるよう総務会で定めることとした。

4 第6条（旧会則第5条）

「部会」を「部」と変更した。会計監査、顧問も機関として機能していると考えられるため、機関に記載した。

5 第7条（旧会則第6条後段）

柱書について、「総会はこの会の最高議決機関」という文言の意味が、法令に反しない限りいかなる事柄についても議決することができるという意味であることを説明した。従って、総務会の細則に定められた事柄であっても総会で変更することができるし、総務会で作られた細則と総会で作られた規約が矛盾する場合には、総会の規約が優先する。

（1）～（3）、（5）については変更なし。

（4）については、「この会の規約」を、「本会則その他この会の規約」と変更し、「総会で定めるルール=規約」ということで統一した。

6 第8条（旧会則第6条前段）

総会の招集のみを独立の条文とした。また旧会則では、「委員総会で必要と認めた場合」に臨時総会の招集ができるとされているが、委員総会は近年機能していないため、総務会の承認決議により臨時総会を招集できることとした（第2項）。更に、総務会の過半数、全会員の4分の1以上の要求があったときには、これを無視すべきではないため、臨時総会を招集しなければならない旨定めた（第3項）。

7 第9条（第1項は旧会則第6条前段、第2項は新設）

第1項は旧会則と変更なし。

第2項は、総会を現実には開催しなくても、会員に書面を配布し、第9条1項と同条件の同意が得られた場合には、現実には総会を開催して決議したと同視する旨定めたものである。総会を現実には開催する場合、会場を確保して設営するなど、相当の負担がある。しかし、総会は会員の意思確認をする場である以上、会員の意思を十分に確認できるのであれば現実には総会を開催しなくてもよいと考えられたことから、書面決議を可能としたものである。ただし書面決議の場合、現実には開催される総会であれば存在するはずの会員の質問の機会が失われることとなるため、会員は会長に対し、総務会決議で定める方法により、提案に関する質問をすることができる旨定めた。

8 第10条（新設）

旧会則には、議長についての定めがない。例年、総会議長を教頭先生が務めることとされてきたようだが、そのための打ち合わせをするなどの負担がある。そこで、議長は会長または会長が指名する者が務めることとし、会長自らが議長を行なってもよいし、教頭先生など他の方に議長をお願いすることもできるようにした（第1項）。なお、議長を「会長」とした場合、議長は新

会長の選任の前後で変更になるが（旧会長が前半議長、新会長が後半議長）、「会長が指名した者」が議長となることができるので、新会長が旧会長を議長と指名すれば、途中で議長の交代をすることなく、旧会長が議長を続けることができる。

旧会則には、議事録作成についても定めがないため、一応定めを置き、保管期間も定めた（第2項）。

9 旧会則第7条の削除

近年、委員総会は機能しておらず、委員総会が担っていた役割を総務会に移行することとし、本条文は削除とした。

10 第11条（旧会則8条、ほぼ新設）

総務会についての定めである。旧会則には、総務会に関する定めはほとんどないため、現在の総務会のルールを基本に、必要と考えられる点について定めた。

○第1項について

旧会則第8条前段と変更なし。

○第2項について

総務会は決議に基づき運営されているが、旧会則上、「決議に基づく」という点は定められていない。そこで、運営は決議に基づくということを明文化するとともに、総務会において、法令・会則に反しない限り、必要な範囲で細則（文章化されたルール）を制定・改正・廃止することができることを定めた。新会則条文中に「細則で定める」「細則で定めることができる」と明記していない事項について、細則で定めることも可能である。このように、総務会で定めるルールを細則と呼ぶこととした。

ただし書きは、会計監査は総務会から独立した立場でなければならないことから、総務会が一方的に会計監査のルール等を作成することを禁ずる趣旨である。

○第3項について

旧会則では総務会に誰が出席するかの定めがないため、総務会出席者を定めた。役員・顧問の出席は現状と同様だが、部の出席者については、部の担当者（1名）とし、担当者は毎回同一人物である必要はないと定めた。これにより、各部からは毎回委員1名が総務会に参加すればよく、部長が必ず出席する必要はないことになる。当然、代理出席という概念も無くなるから、「代理出席者の発言権・議決権」といった問題も生じない。

なお、これにより総務会出席者が減り、会議が低調となるのではないかという不安もあるかもしれないが、現在の総務会においても各部出席者からの自発的な発言はほぼない。これは、出席者数が多過ぎるためではないかと思われ、会議出席者数が減った方が発言しやすい環境となり、かえって会議が活発になる可能性がある。

○第4項について

現在、学期に1度だけ出席することとされている委員会・サークルからの出席者を記載した。現在、委員長・サークル代表は、各学期の初回総務会に出席することとされているが、初回以外の総務会において出席・発言することが禁じられるものではないであろうから、委員会・サークルの担当者が「出席することができる」とした。部と同様、委員長・サークル代表でなくとも、担当者が出席できることとした。

○第5項について

旧会則第8条後段と同様であるが、「総務会会長」を「総務会議長」とした。

○第6項について

旧会則では、総務会決議の要件が定められていない。多数決とすることも考えられるが、例えば6人賛成・5人反対というような微妙な事案の場合に可決決議とすべきか疑問であったことから、3分の2以上の同意を可決の要件とした。

また、第4項で「出席することができる」委員会担当者・サークル担当者も、出席した場合には議決権を持つことを定めた。

○第7項について

緊急に総務会決議が必要となる場合（今年の1学期にも、緊急で1万円以上の出費についての総務会承認が欲しいということがあった）、電話・メール等で、役員・顧問・部の担当者全員の

同意が得られれば、総務会決議があったと扱っても問題はないはずであるから、その旨定めた。

○第8項について

総務会に出席できるとはされていない者が、総務会に出席したいと考える可能性はある（先日も、広報部から、現在の運営では総務会出席メンバーではない委員が出席された）。総務会出席メンバー以外の者であっても、総務会において出席を許可するのであれば、出席できることを定めた。

○第9項について

総務会はPTAの運営を行なっているのであるから、本来、会員がこれを見学できるのが当然ではないかと考えられる。むしろ、総務会に興味を持って頂けるような方には是非見学して頂きたいため、見学可能と定めた。ただし、秘密とする必要がある場合は秘密会にすることができる旨を定めた。

○第10項について

旧会則には総務会議事録についての定めがないため、議事録の作成および保管期間（5年）を定めた。

11 第12条（旧会則第9条）

○第1項について

（1）～（5）は旧会則第9条とほぼ同様である。PTA広報誌「上ヶ原」については、名称変更も可能とするため、単に「PTA広報誌」とした。また、（4）（5）については、文意をわかりやすくする趣旨で説明の表現を変更した。

（6）は、部に所属する委員から選考委員を選出するという方法を変更するため、選考委員会を選考部と改組した。

○第2項について（新設）

各々が、その任務の範囲内で自由に事業を企画・推進・中止することができることを明示する趣旨である（但し、総務会の承認を得ることは必要とした）。また、独善的・硬直化した活動を防ぐため、部の運営にあたっては、関係する会員の意見も確認・尊重する（アンケート等が考えられる）ことを明記した。

○第3項について（新設）

部には、当然委員が配置されるが、旧会則にはその旨が明記されていない（会員が委員を選出するだけで定められている）ため、明記した。また、本人が望むのであれば、複数の部の委員を兼ねてもよいこととした。

○第4項について（新設）

現在、各部の委員は、委員の定員に立候補者数が足りない場合、抽選を行なって必ず定員を満たす数が選出される。抽選の場合、「児童1人につき1回の委員経験」を満たしていない会員であって、委員免除条件を満たしていない者は、優先的に抽選対象となる。抽選となる場面で、抽選対象となる会員が抽選を受けず、委員選出対象とならないよう求める場合には、委員を務められない理由を発表し、他の会員から審議を受ける慣行となっている。このような慣行は、プライバシー権の侵害にあたる可能性も否定できない上、そこまでして委員を定数分選出する必要性があるのか疑問である。

このため、新会則では「必ずこれだけの人数を集める」という厳格な定員を廃止するとともに、「委員を務められない理由（抽選対象から外してもらう理由）」を発表させることはやめ、立候補及び「抽選対象となることを了承する者」から委員を選出することとし（ただし、地区愛護部を除く。第18条4号①）、これらの者だけでは十分な委員が集まらず、あるいは立候補者が「この委員数であれば活動できない」と考えて立候補を取りやめた場合などで配置される委員がいなければ、当該部は活動を行わない（休部）とすることとした。ただし、年度途中で委員立候補者が現れた場合、年度途中からでも活動再開できることとした（第19条4項により、年度途中から委員となることも可能としている）。

また、本条文からは地区愛護部についても休部の可能性があるようにも読めるが、第18条において、地区愛護部委員（地区代表・地区委員）と、その他の部の委員の選出方法を別に定めており、地区愛護部委員についてはこれまで同様のルールで選出されることとしている。このため、実際に地区愛護部が休部となることはないと考えてよい。

○第5項について

旧会則では、部長・副部長を置くこととなっているが、部長の負担が大きくなりがちである。また部の判断により、部長・副部長を置かなくてもいいというなら、必ず部長・副部長を置く必要はない。そこで、部長その他担当者を置くことは必須ではなく、必要に応じて「置くことができ」とした。

また、部長等の選任方法については、現状でも各部の判断（實際上、立候補または抽選となるだろうが）となっていると考えてよいだろうが、選任方法についての定めがないため、これを定めた。

学校教職員担当者が1名選出されるという点は、旧会則同様。

○第6項について

旧会則同様。

1 2 第13条について（新設）

旧会則には委員会についての定めが無いため、委員会について定めた。

総務会決議により、委員会の設置を決定できるとするなど、現在のやり方を文章化した。

ただし、現在は委員長を必ず選任しているが、部と同様、委員長その他担当者を「置くことができ」とした。

また、旧会則の委員会については、部（選考委員会）やサークル化、あるいは委員会を置かず総務からメールで都度募集する・サイト上で登録してもらう方向を検討しており、旧会則の委員会は全て廃止する可能性がある。

1 3 第14条について（新設）

現状、サークルには予算も付けられており、代表は総務会にも出席するなど、PTAの枠組みの中で活動している。しかし旧会則にはサークルについての定めが無いため、規定を置いた。

サークルについても、代表の負担が大きくなりがちであることから、部同様、必要に応じて代表その他の担当者を「置くことができ」とした（第3項）。サークルの承認を求める方法等、詳細については別途細則で定めることとした（第5項）。

1 4 第15条について（旧会則第10条）

○第1項について

旧会則上、役員は会長1名、副会長・会計・書記各2名とされている。

しかし、ITの活用等により役員の負担も相当軽減できる可能性があること、7名以上の役員立候補者が出た場合に絶対に7名を超える役員は認めないとすべき必要性があるとも考えられないことなどから、副会長・会計・書記の人数を原則7名としつつ、7名以外の人数の場合も許容できるようにした。

○第2項について

旧会則同様。

○第3項について（新設）

役員が会計監査を兼ねてしまえば監査の意味がない（役員が行なう・許可する出費を、役員自身が監査することになる）ため、当然このようなことはできない。旧会則上、この点についての定めがないため、当然のことではあるが定めを置いた。

また、役員が顧問を兼ねるということも実際上ないだろうが、一応定めを置いた。

なお、この条文を反対解釈すれば、役員は委員を兼ねることはできるので、役員が委員を兼ねて頂いても問題ない。

1 5 第16条について（旧会則第10条）

旧会則では、役員と会計監査を一つの条文に記載しているが、会計監査の定めを独立の条文とした。旧会則では、会計監査に関する定めとしては「会計事務を監査する」とだけであるので、多少具体化する記載とした（第2項）。

また、会計監査と役員が兼職となれば意味がないのと同様、委員と会計監査が兼職となれば意味がないため、会計監査は役員・委員・顧問を兼ねることはできない旨定めた（第

3項・新設)。

16 第17条について(旧会則第10条)

旧会則では、役員・会計監査について定めた第10条に無理やり差し込むような形で、顧問について定められているため、独立の条文とした。内容としては、旧会則第10条同様である。

17 第18条について(旧会則第11条)

○柱書について

現在、委員の選出方法についての正式なルールはなく、慣行により選出がされている。このため、新会則では一応の選出方法を規定するとともに、詳細を選任細則で定めることとした。

○(1)役員について

役員については、新たに選考部を設け、選考部委員による選考により選出するのを原則としている(①)。しかし、選考部は委員不足により休部となる可能性があることから、このような場合にはこれまで同様、各部から選考委員を選出して、選考委員が総務役員候補者を選出することとした(②)。選考委員については、これまで、役員候補者探索のために多数電話をかける作業を行っており、負担が大きいとされてきた。各部から選考委員を選出することとなったとしても、今後は選考委員に任せきるのではなく、できれば会員全員で協力し合って次年度役員候補者を探索することを目指したい。

○(2)会計監査について

現在、前年度会計担当役員が会計監査を務める慣行となっており、この慣行を条文化することとした。

○(3)顧問について

現在、校長先生・教頭先生が顧問となる慣行であるため、これを明文化した。旧会則同様、会長による委嘱も可能としている。

○(4)委員について

I 地区愛護部以外の委員について

地区愛護部委員以外は、立候補者及び抽選対象となることを了承する者のみから選出することとした(①)。また旧会則では、学年部委員は学級ごとに2名、教養人権・広報委員は学年ごとに若干名、PTCA委員は会員から若干名を選出するとされているが、新会則ではこうした学級ごと・学年ごとという限定も無くしている。このため、現在、学年ごとに活動している学年部委員は、全学年が共に活動することとなる。もっとも、学年部において、学年ごとに委員を振り分けて学年別に活動することを否定するものではない。定員については、会則で定めて固定化することなく、状況に応じて細則で定めることができるようにした。

こうした改正により、自ら委員となることに積極的な者のみが集まり、活動が自由に、活発に行なわれることが期待される。もちろん自由化されることにより委員が集まらず、休部となる部が出る可能性もあるが、多くの会員が必要を感じる部活動であればそのようなことは起こらないだろう。休部となる部が出た場合、部活動を再開するのが困難となるのではないかという不安もあるかもしれないが、アンケート結果からは保護者が地区愛護部以外の部活動に高い必要性を感じているか疑問があるところであり、また、真に有益な部活動であれば、仮に休部となったとしても再開されることであろう。なお、現在の各部の活動を明確に書面化するなど、再開の容易性には配慮する。休部により生じる可能性のあるデメリットと、現在生じているデメリットを比較した場合、後者の方が大きいのではないかという観点から、新会則を作成した。

また、年度途中に立候補することもできる旨定めた。

II 地区愛護部の委員について

地区愛護部の活動については、アンケート結果からも保護者が高い必要性を感じていることが明らかであり、地区愛護部代表委員(地区代表)・地区愛護部委員(地区委員)の選出については現在の仕組みを維持することとした。地区委員については原則として1家庭につき1回以上地区委員を務めることの努力義務も明文化した。

地区代表の活動の内、現在ポイント制とされているものは地区愛護部の活動から外すことを検討しており、これが実現すれば地区代表の負担は相当軽減されるはずである。また、地区

愛護部以外の部について、少ない委員数での活動を認める方向のため、地区代表・地区委員になることのできる会員数は増加する。従って、地区代表・地区委員への立候補者数は増加する可能性がある。

来年度以降の委員立候補者数を見て、現在と同様の方法での地区愛護部の継続に支障がないかを確認し、地区愛護部の運営・委員選出方法についても変更すべきか検討する予定である。

Ⅲ 学校職員全員を委員とすることについて

旧会則には「本校職員は全員を委員とする」との規定があるが、実態としては学校職員が委員として活動していないと考えられるため、削除とした。

18 第19条について（旧会則第12条）

旧会則では、役員・会計監査・委員の任期を1年と定めているが、始期が定められていない（役員については、総会で選任されることとされているため、総会が始期とは理解できる）。このため、役員の任期については、始期を「選任された定時総会」、終期を「次年度役員または会計監査が選任される時」と明確にした（第1項）。なお、「留任を妨げない」の文言については、適正な手続にのっとって留任（再任）できることは当然であるし、「留任したい」と希望すれば留任できるとの誤解が生じる恐れがあるため、削除した。

委員の任期についても、「定時総会から次の定時総会」と明確化した（第4項）。また、地区愛護部以外については、休部も認めるなど柔軟性が増したため、年度途中で委員の就任・退任を自由に認めてもよいと考えられ、第18条（4）でも、地区愛護部以外の委員については、年度途中立候補も可能である旨記載している。このため、「定時総会から次の定時総会」という任期は「原則」である。

第2項・第3項は旧会則とほぼ同様であるが、年度途中で選出された役員・会計監査の任期の終期が前任と同じであることを明示した。

19 第20条～第27条について（新設）

旧会則では、会計に関する定めが全く無かったため、ほぼ現状に合わせた形で、条文を規定した。

役員が予算（補正予算を含む）を組むこと（第20条）、会費の額・年度途中で会員地位に変動があった場合の会費負担（第21条）、支出一般（第22条1項・2項）、一定額以上の支出には総務会の承認決議が必要であること（第22条3項）、備品の登録（第23条）、会計資料の作成・保管・閲覧（第24条）、決算（第25条）、会計年度（第26条）詳細について細則で定めること（第27条）を規定した。

若干補足すると、支出について、保護者から預かる予算である以上、大切に使うのは当然である。しかし部によっては「予算を使い切らないと予算が減らされるから、使い切る」という引継ぎがあるようで、予算を有効利用することを定めた（第22条1項）。

また現在、1万円以上の支出には総務会決議が必要とされているが、新会則では「実質的に1回の支出とみることができるもの」という注意書きを付した上、「細則で定める金額を超える場合」に総務会決議が必要とした（第22条3項）。これは、過去、実質的には1回の支出で1万円以上であったにもかかわらず、1万円以上の支出とならないように購入を何回かに分割した事例があったことなどを考慮し、定めたものである。

20 関連する規約の改正

総会で定められたルールを「規約」と統一したこと、部の部長を置くことが必須ではなくなったことから、関連する規約の名称・条文を改正することとした。

以上